

津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

平成18年1月1日訓第144号

改正 平成21年6月16日訓第45号
平成24年7月11日訓第44号
平成26年10月31日訓第88号
平成27年9月11日訓第72号
平成28年3月24日訓第11号
平成30年3月30日訓第19号
平成30年7月18日訓第42号
令和3年3月29日訓第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号。以下「条例」という。）第14条の規定による保険料の徴収猶予及び条例第15条の規定による保険料の減免の取扱いについて、条例及び津市介護保険条例施行規則（平成18年津市規則第115号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予及び減免の対象となる保険料額)

第2条 徴収猶予及び減免の対象となる保険料額は、納付義務者が納付すべき当該年度分の保険料額のうち災害その他特別の事情の発生した日以後の納期に係る保険料額（以下「当該保険料額」という。）とする。

(申請書等)

第3条 条例第14条第2項及び第15条第2項に規定する申請書は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第14条第2項及び第15条第2項に規定する証明書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に該当する場合においては、被災証明書等財産についてその損害の程度を確認することができる書類
- (2) 条例第14条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合においては、給与証明書等収入が減少したことを証する書類

3 第1項に規定する申請書の提出は、各年度ごとにこれを行うものとする。

(保険料の徴収猶予)

第4条 市長は、条例第14条第2項の規定による申請書及び証明書類の提出があったときは、その内容を審査し、同条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1に掲げる区分に従い当該保険料額を徴収猶予するものとする。

2 市長は、徴収猶予の可否について決定したときは、その旨を速やかに第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯主に介護保険料徴収猶予決定通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(保険料の減免)

第5条 市長は、条例第15条第2項の規定による申請書及び証明書類の提出があったときは、その内容を審査し、条例第14条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、次に掲げるところにより当該保険料額を減額し、又は免除する。

(1) 条例第14条第1項第1号に該当する場合には、別表第2に掲げる区分に従い当該保険料額を減額し、又は免除する。

(2) 条例第14条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、別表第3に掲げる区分に従い当該保険料額を減額する。

2 前項の場合において、条例第14条第1項第1号に該当し、かつ、同項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、別表第2及び別表第3のうち、減免の割合が多くなる表に定めるところによりこれを行うものとする。

3 市長は、減免の可否について決定したときは、その旨を速やかに第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯主に介護保険料減免決定通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

4 第1項の規定により当該保険料額の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに介護保険料減免理由消滅申告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市介護保険料減免取扱要綱(平成12年津市

訓第23号)若しくは久居市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱(平成12年久居市訓令第62号)又は解散前の一志地区広域連合介護保険料減免取扱要綱(平成15年一志地区広域連合訓令第1号)(以下これらを「合併前の要綱等」という。)の規定により介護保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者に係る介護保険料の徴収猶予又は減免の取扱いについては、なお合併前の要綱等の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、この訓の施行前に合併前の要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年6月16日訓第45号)

この訓は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成24年7月11日訓第44号)

- 1 この訓は、平成24年7月20日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成24年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成23年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月31日訓第88号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年9月11日訓第72号)

- 1 この訓は、平成27年9月15日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日訓第11号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓第19号)

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月18日訓第42号)

この訓は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日訓第22号)

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	理由	徴収猶予期間
条例第14条第1項第1号に規定する損害を受けた者	震災、風水害その他これに類する災害により住宅が半壊以上の損害を受けたとき。	最高6箇月
	風水害その他これに類する災害により住宅が床上浸水したとき。	最高6箇月
	火災により住宅が半焼・半壊以上の被害を受けたとき。	最高6箇月
条例第14条第1項第2号から第4号までに規定するいずれかの損害を受けた者	死亡、障害・入院、事業の休廃止・損失、失業、農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少し、一時的に納付が困難と認められるとき。	最高6箇月

別表第2（第5条関係）

区分		減免の割合	
		損害の割合が3割以上5割未満	損害の割合が5割以上
前年の合計所得金額	500万円以下	5割減額	免除
	500万円を超え750万円以下	2.5割減額	5割減額
	750万円を超え1,000万円以下	1.25割減額	2.5割減額
備考			
<p>1 「前年」とは、減免の期間の存する年度の初日の属する年の前年をいう。</p> <p>2 「合計所得金額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。</p> <p>3 「損害の割合」とは、条例第14条第1項第1号に規定する財産について受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により、補てんされ、及び補てんされ得る金額を除く。）が当該財産の価格に占める割合をいう。</p>			

別表第3（第5条関係）

区分		対象年の合計所得金額の見込額（申請書の提出日前3月の収入を勘案した額）が市民税非課税の範囲内であると見込まれる場合における減免の割合
保険料率	条例第8条第1項第2号に規定する者	3割減額
	条例第8条第1項第3号に規定する者	
	条例第8条第1項第4号に規定する者	3.5割減額
	条例第8条第1項第5号に規定する者	4割減額
	条例第8条第1項第6号に規定する者	4.5割減額
	条例第8条第1項第7号に規定する者	
	条例第8条第1項第8号に規定する者	5割減額
	条例第8条第1項第9号に規定する者	
	条例第8条第1項第10号に規定する者	
	条例第8条第1項第11号に規定する者	
	条例第8条第1項第12号に規定する者	
	条例第8条第1項第13号に規定する者	
備考		
<p>1 「対象年」とは、減免の期間の存する年度の初日の属する年をいう。</p> <p>2 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。</p>		

第1号様式（第3条関係）

介護保険料徴収猶予・減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

次のとおり 年度介護保険料の徴収猶予・減免を申請します。

申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	(〒)		電話

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 者	被保険者番号												
	フリガナ												
氏 名		生年月日	年	月	日								
		性別	男・女										
住 所	(〒)												
	電話												

申請理由	
------	--

第2号様式（第4条関係）

介護保険料徴収猶予決定通知書

年 月 日

住所
氏名

様

津市長（氏名）印

年 月 日付で申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

徴収猶予決定年月日	
-----------	--

不承認理由	
-------	--

納期	保険料額	徴収猶予期間	備考
4月		～	
5月		～	
6月		～	
7月		～	
8月		～	
9月		～	
10月		～	
11月		～	
12月		～	
1月		～	
2月		～	
3月		～	
合計			

・お問い合わせ先

津市（名称）部（名称）課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号（電話）

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

介護保険料減免決定通知書

年 月 日

住所

氏名

様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請がありました 年度分介護保険料の減免については、津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

減免決定年月日		決定した減免額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
不承認理由			

納 期	減免前保険料額	減 免 額	減免後保険料額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

・お問い合わせ先

津市（名称）部（名称）課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号（電話 ）

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条関係）

介護保険料減免理由消滅申告書

フリガナ		保険者番号							
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女						
住所	(〒)	電話	()						
消滅理由									
年 月 日									
(宛先) 津市長									
(〒)									
住所 申請者 氏名 (印)									
電話									

市記入欄

徴収猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで
--------	---------	---------

消滅年月日	年 月 日
-------	-------